

カムイワッカ地区における検討の進捗状況

トピック

1. カムイワッカ地区の整備について議論を行い、安全対策のための左岸補強工事に伴って、平成26年度中（平成26年シーズン後）に仮橋を撤去することが決まった。旋回場については、自然環境や景観上最も支障が少ない場所（滝500m手前のスペース）での整備案を採用し、平成27年度シーズンに間に合うように整備を行うこととなった。
2. 平成26年度以降の3年間のマイカー規制期間について協議し、夏季は現行制度と同様の25日間（8月1～25日）、秋季はシルバーウィークを中心に（混雑予測に合わせて5～10日間）規制を行うことが決定した。

1. カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成25年度も前年と同様に、8月1日～25日及び9月15日～24日の計35日間において、道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制及びシャトルバスの運行を実施した。

2. 硫黄山登山口利用

- ・道道知床公園線カムイワッカ～硫黄山登山口間については、落石の恐れがあることから平成18年より通行止めになっており、平成23年度より道路特例使用制度を試行運用している。
- ・平成25年度は、道道知床公園線の供用期間に合わせ、7月2日から9月23日まで計84日間道路特例使用制度を運用した。
- ・前年度と同様に現地管理員が1名常駐した。（平成26年度より常駐配置は行わない）

3. カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成25年度のカムイワッカ湯の滝は、平成18～24年度と同様に、一の滝上部までを供用区間とし、道道知床公園線の供用期間に合わせ、7月1日から利用可能となった。
- ・平成25年度は7月3連休及びお盆期間の合計12日間に監視員1名を常駐させ、残りの期間を巡回監視による対応とした。

4. カムイワッカ部会の開催状況

- 第2回カムイワッカ部会：平成25年10月11日
- ・平成25年度におけるカムイワッカ地区の利用状況の共有を行った。
- ・カムイワッカ地区における仮橋撤去及びシャトルバス旋回場整備案が提示されたが、継続審議となった。

●第3回カムイワッカ部会：平成25年12月17日

- ・カムイワッカ地区の利用と整備に係る論点整理を行い、知床公園線における安全対策工事に係るこれまでの経緯と今後の予定についての共有を図った。
- ・カムイワッカ地区の利用・整備についての議論を行った。

●第4回カムイワッカ部会：平成26年2月3日

- ・カムイワッカ地区の利用・整備について議論を行い、具体的な方向性について決定した。
- ・平成26年度以降のマイカー規制期間について決定した。

5. カムイワッカ地区の整備についての方向性

- ・仮橋については、使用期限の切れる平成26年度中（平成26年シーズン後）に撤去する。
- ・旋回場については、自然環境や景観上の最も支障が少ない案を当面採用し、平成27年度シーズンに間に合うように整備を行う。
- ・平成28年度に安全対策のための左岸補強工事を実施する。
- ・この結果、今後の年度別の利用形態としては以下の通り。

年度	マイカー規制期間	自由通行期間
平成26年度	現行と変わらない	現行と変わらない
平成27年度	滝500m手前での降車	現行と変わらない。
平成28年度	滝500m手前での降車	現行と変わらない。 (左岸補強工事との調整が必要)

- ・仮橋による一般車両の旋回ができなくなることを見据えた運用の想定、滝までの500mを歩行する場合の工夫と検証等を行っていく。

6. 平成26年度以降のカムイワッカ地区のマイカー規制期間について

年度	8月	9月	計
平成26年度	8月1～25日	9月13～22日	35日間
平成27年度		9月19～23日	30日間
平成28年度		9月17～24日	33日間

- ・シャトルバスの運行本数については、運行体制や利用者の滞在時間等を踏まえて、事務局で検討を行う。
- ・道路施設の変更・改修等と調整し、必要に応じて追加的な規制期間の設定を検討する。
- ・7月の3連休の局所的に混雑が予想される日については、利用円滑のための対策を実施する。
- ・平成27・28年度の運用については、各前年度の運用状況を踏まえて最終的に部会での決定を行う。